

独立行政法人製品評価技術基盤機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成19年7月13日
独立行政法人製品評価技術基盤機構

「京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構が行う具体的細目的措置を以下のとおり定める。

第一 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）組織規程（企画一法A一組織規程）に規定する本部組織及び支所において行うすべての事務及び事業とする。

第二 計画の期間

本計画は、平成24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第三 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

本計画の期間中、毎年度、機構の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

第四 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 低公害車の導入

① 機構の公用車（4台）は、既に100%低公害車であり、具体的内訳は、理事長車については、平成13年度において既にハイブリッド自動車を導入しており、また、バイオテクノロジー本部（木更津市）（以下「木更津施設」という。）においても平成14年度において既に1台はハイブリッド自動車を、他の2台は低公害車を導入済みであり、今

後もこれらを維持していく。

- ② また、自動車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、平成19年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均概ね95%以下とするよう努めることとし、このため、公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来所者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 有料道路を利用する公用車については、100%ETC車載器の搭載を図る。
- ③ 毎日の定期点検においてタイヤ空気圧調整等の点検・整備を行っているが、引き続き実施していく。
- ④ カーエアコンについては、適切な温度設定にするよう引き続き周知徹底を行っていく。
- ⑤ タクシー券の適切な管理のより一層の徹底を図る。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促進する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の総数は現状の4台以下とし、今後とも新たな導入は行わない。

(3) 自転車の利用

本所及び支所等の所在地における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入等

エネルギー消費の多いOA機器、家電製品及び照明等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たって計画的に実施する。また、平成21年度を目途に

- ① 本所内に点在する各種サーバ群を1箇所に集中する。
- ② OA機器群を省エネルギー型のものにリプレースすることとする。
- なお、本所執務室照明については、平成18年度までに全て省エネタ

タイプへの切替えを完了させた。

イ 節水型の機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとする。

なお、本所においては、トイレ洗浄装置は平成17年度に全て節水型タイプへの切替えを完了させた。

(5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を平成19年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないよう努めることとし、このため、資料の簡素化や供覧の活用、電子媒体での提供、両面印刷等を極力図る。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

- ① コピー用紙については、原則として再生紙を使用中であり、引き続き実施していく。
- ② 消耗品購入に当たっては、原則グリーン購入法適合物品以外は購入しておらず、引き続き実施していく。

(7) HFC(ハイドロフルオロカーボン類)の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品を積極的に選択する。また、HFCを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からのSF6(六ふつ化硫黄)の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF6について、極力回収・破壊等を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品を選択するよう検討し、実施する。
- ② 都市ガス、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用

を極力図る。

- ③ 省エネルギー診断など温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する役務の選択を検討する。

イ 製品等の長期使用等

詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

オ CH_4 (メタン)及び N_2O (一酸化二窒素)の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や再生利用、適正処理を継続実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 既存の建築物のエネルギー使用状況等の診断及び温室効果ガスの排出の抑制等に資する改修を重点的に検討し実施するとともに、適正な運用管理の徹底に努める。
- ② ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建築物の断熱性能の向上に資する建具等の利用を図る。特に建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

- ③ 木材の利用や、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ④ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を極力図る。

なお、本所本館においては、平成16年度に全面的な空調設備改修を実施し、高効率空調機を導入したところであるが今後の切り替え等においても、温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を積極的に図る。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内の執務室及び共用部分等における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28°C、暖房の場合は19°C）を、引き続き徹底していく。

(5) 水の有効利用

トイレの感知式の洗浄弁を既に設置済みであり、今後改修等を行う際にも引き続きこれを維持する。更に節水を心がけるよう職員にも促す。

(6) 周辺の緑化

敷地内等における緑化について、既に木更津施設においては緑化率55%を超えており、今後もこれを維持していく。また、本所（緑化率20%以上）をはじめ他の施設についても可能な限り緑化を推進していく。

(7) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

エレベータ入れ替えに当たっては、運転の高度制御、インバータ装置の導入を図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① 電気使用量を、平成19年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね96%以下にするよう努めることとし、このため、庁舎における節電等を極力図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底する。
- ② エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成19年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。
- ③ 省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
- ④ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。
- ⑤ 照明については、高効率照明への交換及び人感センサーの導入を図る。

なお、本所においては、平成18年度までに対応済みである。
- ⑥ 庁舎内の執務室及び共用部分等における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28°C、暖房の場合は19°C）を、引き続き徹底していく。
(再掲)
- ⑦ 夏季における執務室での服装については、暑さをしのぎやすい軽装の励行を引き続き行う。
- ⑧ 冷暖房中においては、外部との出入り口の開放禁止の徹底、窓の施錠およびブラインドの使用を徹底する。
- ⑨ 深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減、並びに職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、毎週水曜日及び金曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日及び金曜日の午後5時以降は、会議の中止を図る。
- ⑩ 職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
- ⑪ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

イ 庁舎における節水等の推進

上水使用量を、平成19年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で95%以下にするよう努めることとし、このため、庁舎における節水等を極力図る。

(2) ごみの分別

- ① 庁舎階数ごとのごみの分別回収を行っており、引き続き実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で庁舎階数ごと配置しており、引き続き実施する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収を実施しており、引き続き実施する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図っているが、引き続き実施する。
 - ② 紙の使用量の抑制を図る。
 - ③ 庁舎階数ごとのごみの分別回収を行っており、引き続き実施する。
- (再掲)
- ④ 分別回収ボックスを十分な数で庁舎階数ごと配置しており、引き続き実施する。(再掲)
 - ⑤ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収を実施しており、引き続き実施する。(再掲)
 - ⑥ シュレッダーの使用を可能な限り最小限とする。
 - ⑦ コピー機、プリンタなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進めているところであり、引き続き実施する。
 - ⑧ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を停止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
 - ⑨ 物品等の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

4. 職員に対する研修等

- (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
地球温暖化対策に関して、実施計画や研修等の必要な情報提供を行う。
また、必要に応じ地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の参加について可能な便宜を図る。
- (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励
希望する職員が地球温暖化対策の推進に関する活動に参加できるよう、
休暇を取りやすい環境づくりを一層進める等可能な便宜を図る。
- (3) その他

- ① 昼休みにおける勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- ② 職員から省CO₂化に資するアイディア（エコ・アイディア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

5. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の策定後の評価・点検等は、「地球温暖化対策推進本部」（別紙参照）において実施するものとし、管理統括は同本部が行い、関係庶務業務は企画管理部総務課において行う。
- ② 機構の実施計画の実施状況については、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部において、毎年、成果をとりまとめた上、適切な方法を通じ公表する。機構の組織や業務・事業の大幅改変等の要因分析も合わせて行う。
- ③ 国の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。

6. 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

- ① 本計画は、機構の各組織の実績を踏まえつつ、上記に掲げた取り組みを徹底、地球温暖化対策を率先して実践することを通じて社会全体への普及を牽引する役割を果たすとともに、平成19年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を4%以上削減することを目標とする。

また、この目標は、政府関係機関の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況及び機構の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合その他必要がある場合には適切に見直すこととする。

(別紙)

地球温暖化対策推進本部

独立行政法人製品評価技術基盤機構の実施計画の推進のため、地球温暖化対策推進本部を設け、その運営について次のように定める。

1 推進本部の体制

- ア 本部長は、理事長をもって充てる。
- イ 事務局長は、企画管理部長をもって充てる。
- ウ 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。
 - ① 理事
 - ② 監事
 - ③ 監査室長
 - ④ 情報統括官
 - ⑤ 企画管理部長
 - ⑥ バイオテクノロジー本部長
 - ⑦ 化学物質管理センター所長
 - ⑧ 認定センター所長
 - ⑨ 生活・福祉技術センター所長
 - ⑩ 北海道支所長
 - ⑪ 東北支所長
 - ⑫ 標準化センター標準技術課長
 - ⑬ 北関東支所長
 - ⑭ 北陸支所長
 - ⑮ 中部支所長
 - ⑯ 中国支所長
 - ⑰ 四国支所長
 - ⑱ 九州支所長

2 推進本部の業務

- 推進本部は、次に掲げる業務を行う。
- ア 実施計画の改定案の作成に関すること。
- イ 実施計画の推進に関すること。
- ウ 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

3 推進本部の庶務

推進本部の庶務は、企画管理部総務課において処理する。